

研究ノート

国際会計基準審議会における基準開発の方向性の考察 － FICE プロジェクトの展開 －

山 内 高 太 郎

はじめに

2018年、国際会計基準審議会（以下、IASB）は、「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、CF2018）を公表し、これによってIASBの概念フレームワーク改訂プロジェクトが完了することとなった。

IASBの概念フレームワーク改訂プロジェクトは、2002年のアメリカ財務会計基準審議会（以下、FASB）と間で結ばれたノーウォーク合意のひとつの項目として概念フレームワークの収斂がとりあげられたことにより、2004年にIASBとFASBの共同プロジェクトとして双方の概念フレームワークを改訂するために開始されたものであった。

共同プロジェクトの成果として、IASBとFASBそれぞれの概念フレームワークを改訂するものとして、2010年「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、CF2010）を公表した。CF2010は、IASBとFASBの概念フレームワークの一部を共通のものとすることに成功したものの、その後、他のプロジェクトに集中するためにIASBとFASB共同の概念フレームワーク改訂プロジェクトは中断されることとなった。2011年にIASBが実施したアジェンダに関する公開協議の意見をうけて、IASBは単独で概念フレームワーク改訂プロジェクトを再開することを決定した。その後、討議資料や公開草案を公表し審議が行われた結果、CF2018が公表されることとなった¹。

CF2018は全8章からなり、IASBとFASBの共同プロジェクトの成果であるCF2010の内容を基本的に引き継いだ第1章と第2章、IASBが単独で新たに開発した第3章から第7章、従来のIASBの概念フレームワーク(1989年公表)の内容をそのまま引き継いだ第8章という3つからなっている。このような構成となっているCF2018ではあるが、CF2018の公表によってこれまでのIASBの会計基準設定において生じていた問題を整理し、今後の会計基準設定における方向性を示すものといえる。

しかし、CF2018は形成過程における様々な事情からすべての問題を解決したとはなっておらず、未解決の項目のひとつとして負債と資本の区分の問題がある。負債と資本の区分は、概念フレームワーク改訂プロジェクトの中で検討された項目であったが、概念フレームワークの完成が遅れることに懸念が生じたことから、並行しておこなわれていた資本の特徴を有する金融商品(Financial Instruments with Characteristics of Equity: 以下、FICE)プロジェクトにおいて検討されることとなった²。

FICEプロジェクトは、概念フレームワーク改訂プロジェクトと同じくIASBとFASBの共同プロジェクトとして始められ、2008年に生じた国際的な金融危機への対応からアジェンダの見直しが行われたことで中断したプロジェクトであったが、その後、IASBの単独の新たなプロジェクトとして審議が継続されている。

本稿は、IASBにおけるFICEプロジェクトをとりあげ、金融危機後のIASBの基準開発の方向性について考察を行うものである。

1. IASBにおける資本の特徴を有する金融商品プロジェクトの展開

IASBは、2001年、その前身である国際会計基準委員会(以下、IASC)が公表した金融商品会計基準である国際会計基準(以下、IAS)第32号「金融商品：開示と表示」とIAS第39号「金融商品：認識と測定」を改善するプロジェクトを立ち上げ、IAS第32号を2003年に、IAS第39号を2004年に改訂した。

また、IAS第30号「銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示」を

改訂するプロジェクトにより IAS 第32号の開示規定を含めて2005年に国際財務報告基準（以下、IFRS）第7号「金融商品：開示」として公表したことで、IAS 第32号は金融商品の表示のみを規定するものとなった。

IASB は、2008年に特定のプッタブル金融商品や外貨建株主割当発行（foreign currency rights issues）の問題に対応するために、IAS 第32号に例外処理を認める修正を行った。こうした対応について IASB の諮問機関である ASAF（Accounting Standards Advisory Forum）メンバーからの助言もあり、FASB 主導の共同プロジェクトとして金融商品の負債と資本の区分のための基礎的な概念の根本的な見直しに着手した³。

IASB は、広くコメントを得るために2008年に討議資料「資本の特徴を有する金融商品」（以下、DP2008）を公表した。DP2008は、その後半部分に FASB が2007年に公表した予備的見解（Preliminary Views）「資本の特徴を有する金融商品」が付されており、「IASB は、FASB の文書の開発に携わっておらず、その結論について審議していない⁴」と説明したうえで、IAS 第32号の適用に関するコメントと FASB の予備的見解についてのコメントを要請するものとなっていた。

DP2008へのコメント等から IASB と FASB は、2009年から2010年にかけてこの問題について審議を行ったが、IAS 第32号の適用による分類よりも有用な情報提供ができるアプローチについて合意することができなかったことやアジェンダの優先順位の見直しから FICE プロジェクトを中断することとした⁵。

FICE プロジェクトが中断している間、IASB は2009年に株主割当配当の分類（Classification of Rights Issues）について IAS 第32号を修正し、2011年には金融資産と金融負債の相殺（Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities）についての IAS 第32号の適用指針の修正を行ったが、資本の特徴を有する金融商品が増加したことにより課題が生じているというフィードバックを受けたことから、IFRS 解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretations Committee：以下、IFRIC）の解釈指針によって解決を図ろうとした。しかし、IFRIC ではいくつかの課題を解決することができなかったため、IASB は2014年に FICE プロジェクトを再開し、プロジェクトを分類、表

示及び開示の2つにわけて行うことを決定した⁶が、並行して行われていた概念フレームワーク改訂プロジェクトによって概念フレームワークにおける負債と資本の定義が修正される可能性があったことから2015年まで FICE プロジェクトに関する検討は行われなかった。

その後、概念フレームワーク改訂プロジェクトの審議の過程で、負債と資本の区分の問題により概念フレームワークの公表が遅れるという懸念が示されたことから、概念フレームワークでは負債と資本の区分の問題を扱わず、FICE プロジェクトにおいて検討することとなった⁷。

再開された FICE プロジェクトにおいて、IASB は、IAS 第32号の課題について検討した結果、IAS 第32号の適用により生じる分類結果を再検討する必要があるという証拠をほとんどみつけられなかったことと多くの ASAF のメンバーから IAS 第32号における原則及び要件を無視して白紙から始めるべきではないという指摘や金融負債と資本性金融商品 (equity instrument) の区別のための基礎となる理論的根拠 (underlying rationale) の識別に焦点をあてることによって分類結果のより良い基礎 (foundation) を提供を求められたことから、IAS 第32号の既存の原則や要件を基礎として金融負債と資本性金融商品の区分のための基礎となる根拠の識別に重点をおくこととした⁸。

この成果として IASB は、2018年6月、討議資料「資本の特徴を有する金融商品」(以下、DP2018) を公表し、現在は、次の目標である公開草案を公表するために審議が行われている。

2. IAS 第32号における金融商品の分類

IAS 第32号「金融商品：表示」は、金融商品の負債または資本としての表示及び金融資産と金融負債の相殺に関して規定するものであり、すべての種類の金融商品に適用されるものである。ただし、IFRS 第19号「従業員給付」、IFRS 第17号「保険契約」、IFRS 第2号「株式に基づく報酬」などの特定の項目については適用除外となっている。

また、金融商品、金融資産、金融負債、資本性金融商品の定義を示し、定義

に従って金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類することを求めている⁹。ここでは、金融負債と資本性金融商品の区分について考察する。

(1) IAS第32号における資本性金融商品の定義と分類

IAS 第32号では、「金融商品は、一方の実体に金融資産を、他方の実体に金融負債または資本性金融商品を生じさせる契約をいう¹⁰」というように金融商品を定義した上で、金融商品の発行者は、金融商品またはその構成部分を当初認識時において契約の実質とパラグラフ11に示される定義に従って金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類しなければならないとしている¹¹。

IAS 第32号では資本性金融商品を「実体の負債のすべてを控除した後の実体の資産の残余持分 (residual interest) を証する契約である¹²」と定義しており、資本性金融商品を直接的に定義するものとはなっていない。この考え方は、概念フレームワークの持分の定義である「実体の負債のすべてを控除した後の資産の残余持分である¹³」と整合的なものとなっているといえる。

また、IAS 第32号のパラグラフ16で示される2つの要件の両方に該当する場合は、金融商品は資本性金融商品に分類されるとしている。

パラグラフ16における一つ目の要件は、他の実体に現金または他の金融資産を引き渡すことや発行者にとって潜在的に不利な条件で他の実体と金融資産や金融負債を交換するといった契約上の義務 (contractual obligation) が金融商品に含まれていないことである。

二つ目の要件は、実体自身の資本性金融商品で決済されるか決済される可能性がある場合で、自らの資本性金融商品の可変数を発行者が引き渡す契約上の義務を含んでいない非デリバティブであるか、固定額の現金その他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換することのみによって決済されるデリバティブのいずれかである¹⁴ (固定対固定の要件) というものである。

このように、IAS 第32号では、金融商品を契約上の権利及び義務として定義し、金融商品を金融負債または資本性金融商品に区分するために、現金または他の金融資産を引き渡すといった契約上の義務があるかどうかや、固定対固定の要件を用いており、非デリバティブ金融商品とデリバティブ金融商品で異な

る要件を定めている。また、次に述べるようにこれらの要件を用いた場合、金融負債に分類される一部の金融商品について、金融負債ではなく資本性金融商品に分類するという例外が認められている。

(2) プッタブル金融商品 (puttable instruments) の例外

金融商品の保有者が発行者へ売り戻す (プット・オプション) 権利がある金融商品は、金融商品の保有者がプット・オプションを行使すると発行者に支払義務が生じるため、2008年のIAS第32号改訂前までは、こうしたプッタブル金融商品は金融負債に分類されてきた。

投資信託などで発行される一部のプッタブル金融商品を、金融負債として分類することでその変動が純損益で認識されることや公正価値測定が行われることへの懸念が示されたことで検討を行った結果、IASBは一部のプッタブル金融商品について残余持分を表していることを認め、プッタブル金融商品を金融負債ではなく資本性金融商品として分類することを認める例外規定を設けた¹⁵。

3. DP2008で示された金融負債と資本性金融商品の区分の考え方

IASBとFASBの共同プロジェクトとして開始された最初のFICEプロジェクトの成果として公表されたDP2008は、IASBのコメント募集とFASBが2007年に公表した予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」を参照する構成となっていた。

DP2008は、IAS第32号とFASBの予備的見解を対比する形でコメント募集が行われており、付録Bでは、FASBの予備的見解がIAS第32号の改善及び簡素化プロジェクトの適切な出発点となるか、予備的見解のパラグラフ15に記載されているプロジェクトの範囲は適切か等の追加質問が示されている。

ここでは、FASBの予備的見解で示された提案内容とDP2008に対する日本の3団体のコメントからDP2008で示された金融負債と資本性金融商品の区分の論点を明らかにしていく。

(1) FASBの予備的見解における提案（基本的所有アプローチの特徴）

FASBが2007年に公表した予備的見解では、金融負債と資本性金融商品を区別するためのアプローチとして、基本的所有アプローチ（basic ownership approach）、所有決済アプローチ（ownership-settlement approach）、REOアプローチ（reassessed expected outcome approach）の3つのアプローチをあげ、基本的所有アプローチを用いることがより意思決定に有用な情報を投資者に提供できるとして基本的所有アプローチを支持している¹⁶。

予備的見解では、金融負債と資本性金融商品の区分の見直しが必要とされる理由について、予備的見解が公表された当時の会計基準や会計慣行では、金融負債と資本性金融商品の区分が経済的特徴（economic characteristics）よりも法形式によって行われていたが、複雑な金融商品が開発されるようになったことで、ある場合には金融商品の発行者は経済実態を変えずに法形式を変えることにより金融商品の報告方法を選択できるようになったというように、金融商品の法形式と経済実態の乖離を問題としてあげている¹⁷。また、FASBの概念ステイトメント第6号の負債の定義によると実体に自己株式の発行を要求することは負債とはならないこととなるため、こうした状況がストラクチャリングの選択を可能としていると指摘している¹⁸。

予備的見解においてFASBが解決をはかろうとした問題は、経済実態を適切にあらわすような発行者による金融負債と資本性金融商品の分類の選択であった。FASBが予備的見解において支持した基本的所有アプローチの考え方は、最後の残余請求権（most residual claim）を資本に分類するというものであり、こうした金融商品の保有者を実体の所有者とみなし、実体の所有者の純資産（net asset）を減少または増加させる請求権を負債に分類するというものであった。また、測定要件が存在しない金融商品については、現行のフレームワークを使って測定すべきであるとした¹⁹。

DP2008の付録Aでは、公表時におけるFASBの会計基準、FASBが予備的見解で示した3つのアプローチ、公表時におけるIAS第32号を適用した場合という5つの場合において、金融商品が金融資産、金融負債、資本性金融商品のいずれに分類されるのかが示されているが、付録Aではこの5つの中で基

本的所有アプローチによる分類が最も資本に分類される項目が少なくなっていることから、基本的所有アプローチの特徴は資本に分類されるものを当時の基準よりも狭め、負債を拡大することにあつたといえる。

また、基本的所有要素と負債要素から構成される金融商品については、要素ごとに分解し、それぞれを独立した金融商品（freestanding financial instruments）としてわけて報告することを求めている²⁰。

（2） DP2008に対するコメント²¹

DP2008に対する日本における論点を明らかにするため、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）、日本公認会計士協会（以下、JICPA）、日本証券アナリスト協会（以下、SAAJ）のコメントをとりあげる。

① ASBJのコメント

ASBJはDP2008に対するコメントにおいて、「実体の残余持分保有者の請求権に焦点をあてて負債と資本の区分を行うことを支持し、FASBが基本的所有アプローチに基づき審議をすすめることに同意する²²」と述べている。また、FASBが予備的見解で示した3つのアプローチがIAS第32号の改善または簡素化するプロジェクトの適切な出発点となるかというIASBの問いかけに対しては、基本的所有アプローチが負債と資本の区分に関するプロジェクトの適切な出発点となると答えている。

しかし、基本的所有アプローチについての質問の中で、日本において所有主持分として分類の決定は会社法によることや基本的所有アプローチを適用することで負債として分類された一部の金融商品を公正価値で測定することに懸念を示している。

また、負債と資本プロジェクトは、概念フレームワークプロジェクトや財務諸表の表示プロジェクトといった他のプロジェクトと関連することから、負債と資本のプロジェクトの方向性が定まった時点で、概念フレームワークプロジェクトと足並みをそろえるべきであると提案している。

② JICPA のコメント

JICPA の DP2008に対するコメントでは、基本的所有アプローチを IAS 第 32号の改善または簡素化するプロジェクトの出発点とすることについて適切であるとしながらも、基本的所有アプローチによって資本に分類される金融商品の数が現行の実務よりもきわめて限定的となり、新たに負債に分類される金融商品が、IAS 第32号パラグラフ16の負債の定義と合致しないものが含まれることを指摘している。

基本的所有アプローチについての質問に対しては、優先株式等が負債に分類されることについての懸念や資本として分類されてきた金融商品が新たに金融負債に分類されることとに伴い公正価値測定やその変動を損益に含めることについての問題が生じ、その合理性や情報の有用性についての懸念を示している。

③ SAAJ のコメント

SAAJ の DP2008に対するコメントは、SAAJ が開催した DP2008についての勉強会に参加したメンバー106名に対して行ったアンケート結果と SAAJ に設置された研究会委員13名の議論をふまえて行われている。

SAAJ は、全体的なコメントとして、負債の時価評価 (marked to market) 及び貸借対照表の右側を負債と資本の 2 区分 (dichotomy approach) とすることの適切性の 2 点をあげ、負債の時価評価については一定の合理性について理解は示しつつも基本的に反対の立場をとっている。

基本的所有アプローチについての質問に対しては、優先株式を負債に分類することについて日本の現状や法制度と乖離することから懸念を示している。

④ DP2008の論点

DP2008では、IASB からの詳細な提案がなかったこともあり、日本の 3 団体のコメントは、FASB の予備的見解に対するものに重点がおかれていたといえる。FASB の予備的見解の目的は法的形式によって同じ経済現象が異なる経済現象のように表されているという問題を解決することであり、そのために資本性金融商品への分類を限定的とする基本的所有アプローチを提案している。

しかし、IASB や FASB では貸借対照表の右側を負債と資本の2区分とすることから、基本的な所有アプローチを適用することでこれまで資本に分類されてきた金融商品の一部が負債として分類されることとなり、新たに負債に分類された一部の金融商品の測定を公正価値で行うことや公正価値測定に伴う変動の認識が問題であったといえる。

また、予備的見解で示された法形式よりも経済的実質にもとづく分類は、日本の会社法や慣行との乖離をもたらすこととなり、会計基準の国際的な収斂という観点から日本へ導入となる可能性をふまえて懸念が示されたと考えられる。

4. DP2018で示された金融負債と資本性金融商品の区分の考え方

DP2008の公表後、国際的な金融危機への対応などからアジェンダの見直しが行われ、IASBとFASBの共同のFICEプロジェクトは中断することとなった。

IASBは、2008年の国際的な金融危機においてIAS第32号に問題があることを示唆する証拠が認められなかったこともあり、IAS第32号の規定は、大多数の金融商品の分類に問題なく適用されていると考えた²³。しかし、さまざまな特性を結合した金融商品の増加によりIAS第32号の適用について情報利用者からの疑問や懸念が示されたことについて、IAS第32号において明確で一貫性のある分類原則を識別することができなかったことから、FICEプロジェクトをIASB単独で新たに開始した²⁴。

DP2018は、新たなIASBのFICEプロジェクトの成果であり、IAS第32号の適用において資本の特徴を有する金融商品の分類と表示及び開示に関するIASBの予備的見解が示され、意見を求めるものとなっている。ここでは、主にDP2018で示された金融負債と資本性金融商品の区分について考察を行う。

(1) DP2018公表の目的

DP2018のパラグラフIN 1では、負債と資本の区分の問題について、金融商品の発行者にとって、財政状態計算書 (the statement of financial position) において負債と資本の帳簿価額を個別に表示することと、収益と費用の定義を

満たした負債の帳簿価額の変動が財務業績計算書 (the statement of financial performance) に含まれるかという2つの帰結に関わるとしている²⁵。つまり、負債と資本の区分の変更は、財政状態計算書 (日本では、貸借対照表) と財務業績計算書 (日本では、損益計算書) の両方の問題となるということである。

また、IAS 第32号は金融負債と資本性金融商品を区別する原則を示しているが、FICE プロジェクトでは金融商品の発行者による金融負債と資本性金融商品の区分のみを対象とし、金融商品の保有者の会計処理は対象としていない²⁶。

IASB は DP2018を作成するにあたり、IAS 第32号の基礎となる概念や要件を根本的に見直すか、課題に対処するためにIAS 第32号の要件を狭い範囲で見直すかの検討をした。前者については、DP2008において最後の残余請求権のみを資本性金融商品に分類するという基礎的な概念の見直しについて検討を行ったが合意に達することができず、後者についてはプットブル金融商品の例外を認める等のIAS 第32号の改訂を行ったことで、基準内での不整合が生じており、いずれの検討方法についても問題が生じているとしている²⁷。

こうした状況にあってIASBは、IAS 第32号の根本的な見直しを必要とする証拠を見いだせなかったことやASAFメンバーから「金融負債と資本性金融商品の区分のための基礎となる根拠 (underlying rationale) の識別に焦点をあてることによって、分類結果のより良い基礎を提供すべきである²⁸」という提言を受けたことにより、DP2018ではIAS 第32号の既存の原則及び要件を基礎として、金融負債と資本性金融商品の区別のための基礎となる根拠の識別に重点をおくこととした²⁹。

また、概念フレームワーク改訂プロジェクトにおいて、資本の下位クラスに関する追加的な情報が有用な情報を提供することを識別したが予備的見解を示せず、FICEプロジェクトの一部として検討することを決定したことにより、2018年に公表された概念フレームワークにおける負債の定義は、負債と資本を区別することを意図したものとはなっていない。こうしたことから、DP2018における検討は、IAS 第32号の要件の根拠となる一貫した基礎の開発とIAS 第32号と概念フレームワークの整合性にあり、その結果は概念フレームワークに影響をあたえることが示されている³⁰。

(2) DP2018において識別された課題

DP2018では、概念上の課題（challenges）とIAS第32号の適用上の課題をあげている。

まず、概念上の課題として、負債と資本を区別するためにIAS第32号や概念フレームワークではさまざまな特性を用いているが、区別するための特性の選択について明確な基礎がないことを指摘している³¹。また、IAS第32号では、固定対固定の要件に例外を設けているように、一貫した特性によって区分を行っていないことや特性の選択の理由が不明確な場合があり、実体自身の資本性金融商品の引き渡しによって決済される義務の分類においては、IAS第32号の金融負債の定義は概念フレームワークの負債の定義と異なっていることが指摘されている³²。

DP2018では、金融負債または資本性金融商品のいずれに分類するのかIAS第32号の適用が不明確なもの例として、非支配持分に係る売建プット・オプション（NCIプット）で行使価格が公正価値であるもの³³や偶発転換社債をあげている。

NCIプットで行使価格が公正価値であるものは、プット・オプションが行使されると実体は現金の支払いが生じることから現金を移転する義務を負っている。この点については、単純な債券と同じといえる。しかし、支払われる金額は、事前に決められた金額ではなく、非支配持分株式の公正価値となるため固定額とならない。IAS第32号の要件にあてはめるとNCIプットは負債として分類することとなり、公正価値の変動を収益または費用として認識することとなる。こうした描写は普通株式に対する同様の経済的なりターンと異なる描写となる。反対に、資本として分類した場合は、普通株式と同様の描写が可能となるが、単純な債券と異なる描写となる。このように金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を有する金融商品を、その特性によって負債が資本のいずれか一方に分類することは、類似点と相違点の一部を反映するが全部は反映しない結果となることを指摘している³⁴。

次に、IAS第32号の適用上の課題として、利害関係者から提起されたデリバティブ金融商品、外貨建株主割当発行の例外、実体自身の資本性金融商品

を購入する義務を含んだ契約，条件付決済条項，契約条件の問題をあげている。IAS 第32号の適用上の課題については、「重要な適用上の疑問点ではあるが，単純な金融商品のほとんどの種類へ既存の要件を適用することから生じる分類結果からの情報の有用性を疑問視するものではない³⁵」として，IASBは既存のIAS 第32号の分類結果を根本的に変更せず，金融商品を金融負債または資本性金融商品のいずれかに分類するための原則の明確な根拠（clear rationale）を明らかにする（articulate）こととした³⁶。

（3） DP2018で示された金融負債と資本性金融商品の区分の考え方

DP2018では，金融商品を金融負債または資本性金融商品に分類するための原則をその根拠とともに示しているが，これまでのIAS 第32号による分類結果を根本的に変更するものではないとしている。

① 金融商品を金融負債と資本性金融商品に区分するためのアプローチ

DP2018では，財務諸表利用者の情報ニーズに基づき，金融商品がタイミングの特性（the timing feature）及び金額の特性（the amount feature）という2つの条件に照らして両方またはいずれかに該当する場合は負債として分類し，いずれにも該当しない場合は資本とするとしている³⁷。

こうした帰結にいたるために，IASBは単純な債券と普通株式の特性について考察し，それらの特性が概念フレームワークで示された目的適合性をもつかという観点から検討を行った。情報利用者や利害関係者は，大きく分けると資金流動性及びキャッシュ・フローの評価と貸借対照表ソルベンシー及びリターン（balance-sheet solvency and returns）の2つの評価のための情報を必要としており，資金流動性及びキャッシュ・フローの評価は，実体が期限到来時に義務を履行するために必要となる経済的資源を有しているかを評価することであり，また，貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価は，ある時点において実体が義務を履行するために必要となる十分な経済的資源を有しているか，その請求権で義務とされているリターンを満たすために経済的資源によって十分なリターンが生み出されているかを評価するとされている。こうした評価を

行うための情報は、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価については、実体の清算時（liquidation）以外の特定の時点に経済的資源を移転するという要求に関する情報によって導かれ、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価については、義務の金額に関する情報によって導かれるとしている³⁸。

こうした考え方から、請求権が次の両方もしくはいずれかを含んでいる場合は負債に分類されるというアプローチを示している³⁹。

- (a) 経済資源（economic resources）を清算（liquidation）時以外の特定の時点において移転する回避不可能な義務（unavoidable obligation）
- (b) 実体の利用可能な経済的資源とは独立した（independent）金額に対する回避不可能な義務

さらにDP2018では、負債として分類されるもののうち上記の(a)、(b)いずれか一つに該当するものについて、情報利用者が評価を行うために有用な情報を提供するために、追加的な情報を提供するために区分表示を求めている⁴⁰。

② DP2018のアプローチの非デリバティブ金融商品への適用

非デリバティブ金融商品に、IAS 第32号の要件を用いた場合とDP2018で示された金融負債と資本性金融商品の区分のためのアプローチを適用した場合との違いとして、IAS 第32号の変数数の資本性金融商品を引き渡す義務という要件と①の(b)で示した考え方の違いによって、非償還の固定率の累積型優先株式など一部の金融商品の分類が変わることを説明している⁴¹。

①の(b)で示された考え方について、「実体の利用可能な経済的資源は、実体に対する他のすべての認識された及び認識されていない請求権（当該の（in question）金融商品を除く）を控除した後に残る実体の認識された及び認識されていない資産の合計である⁴²。」とし、次のいずれかの場合、金額は実体の利用可能な経済資源と独立しているとしている⁴³。

- (a) 金額が実体の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動しない場合
- (b) 金額が実体の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動するが、実体の利用可能な経済的資源を上回るように変動する場合

このため、非償還の固定率の累積型優先株式は、固定率の配当が時とともに累積し、実体は清算時のみに移転を要求されることになるが、実体の利用可能な経済資源の変動がその累積型優先株式にかかる金額の変動を生じさせないため、金額は実体の利用可能な経済資源とは独立の金額に対して義務を有していると考えられ DP2018の考え方では金融負債となる⁴⁴。

その一方で、普通株式で清算時に分配をうける（participate）権利及び純資産（net asset）に対する比例的な割り当て（pro rata share）の権利を伴うものは、実体の経済的資源から他のすべての請求権をひいた残余キャッシュ・フローに依存することになるため、その金額は実体の利用可能な経済的資源と独立ではないと考えられる。また、非償還型の非累積型優先株式であって、事前に定められた利息や配当の金額の支払いを実体が決定できる、つまり支払いを回避する無条件の権利を有している場合も実体の利用可能な経済的資源と独立しているとはならないとしている⁴⁵。

③ DP2018のアプローチのデリバティブ金融商品への適用

DP2018では、デリバティブ金融商品の分類について実体自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだデリバティブ及び複合金融商品に組み込まれたデリバティブとそれ以外にわけて検討している。

これは、実体自身の資本のデリバティブには、現金または他の金融資産を実体自身の資本性金融商品の引き渡しと交換に受け取る契約（資産・資本交換）と金融負債を実体自身の資本性金融商品の引き渡しと交換に消滅させる契約（負債・資本交換）の2種類があると考えられ、資産・資本交換は実体にとって資産及び資本の増加を表し、負債・資本交換は実体にとって負債または資本の減少を表すことから、この2つの経済事象は異なるものとなるという考えによるものである⁴⁶。

DP2018におけるデリバティブ金融商品の分類の考え方は、自身の資本のデ

リバティブをデリバティブの構成要素であるレグ (leg) にわけることなく全体 (entirety) として、資本性金融商品、金融資産、金融負債のいずれかに分類するというものである。そのうえで金融資産、金融負債に分類されるものとして、清算時以外の特定の時点において純額で現金決済される (時点特性)、もしくはデリバティブの純額が、実体の利用可能な経済的資源と独立している変動の影響を受ける (金額特性) 場合のいずれかであるとしている⁴⁷。このアプローチと IAS 第32号の要件を用いた場合で違いが生じる理由は、非デリバティブ金融商品の分類と同じく金額特性の影響があるとしている⁴⁸。

また、実体自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだデリバティブ及び複合金融商品に組み込まれたデリバティブの分類については、まず、実体自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだ単独のデリバティブについて、償還義務の取り決め (redemption obligation arrangement) と称される消滅するもしくは消滅する可能性がある基礎となる非デリバティブ資本性金融商品から生じる契約上の権利及び義務のパッケージを考慮し、そのうえで複合金融商品と同様の方法で分類が行うとしている。複合金融商品及び償還義務の取り決めについては、金融負債部分と資本部分を個別に分類する。ただし、複合金融商品及び償還義務の取り決めについて金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有している場合は、金融商品には金融負債部分がないとされ、一方権利を有していない場合は、回避できない契約上の義務を非デリバティブ金融負債に分類し、残りの契約上の権利及び義務を資本性金融商品、金融資産または金融負債の3つに分類するとしている⁴⁹。

④ プッタブル金融商品の例外規定の維持

DP2018で提案されるアプローチによれば、プッタブル金融商品は、現金または他の金融資産を清算時以外の特定の時点に移転する回避不可能な契約上の義務を含んでいるため、金融負債に分類されることとなる。

しかし、IAS 第32号のパラグラフ BC50に示されるように金融負債に分類することの懸念について区分表示を行うことで一部について解決すると考えられるものの全部について解決されないため、金融負債に分類することは情報の有

用性が低下するとし、プッタブル金融商品の例外規定は限定的でありIAS第32号の適用において問題が生じていないことからDP2018においてもプッタブル金融商品の例外規定を維持するとしている⁵⁰。

(4) DP2018に対するコメント⁵¹

DP2018に対する日本における論点を考えるため、ASBJ、JICPA、SAAJのコメントをとりあげる。

① ASBJのコメント

ASBJはDP2018に対するコメントにおいて、DP2018におけるIASBの提案が固定対固定の要件の明確化や経済的強制の課題への対応といった一部に留まっており、プッタブル金融商品に関する例外を維持していることから、DP2018で提案された原則が分類結果を説明するのに十分とはいえない可能性があることを指摘している。

また、ある金融負債から生じる収益と費用をその他包括利益としリサイクリングしないという提案について、概念フレームワークと整合的でないことを理由に反対を表明している。

② JICPAのコメント

JICPAのDP2018に対するコメントでは、IAS第32号の金融負債の定義と概念フレームワークの負債の定義に整合性がないことや、IAS第32号の適用において多様な実務があり未解決な論点が多く、金融負債と資本性金融商品の区分は多くの実体や財務諸表の利用者にとって重要な問題であるとしている。

また、概念フレームワークにおける資本の定義との整合性やDP2018の提案の一貫性がなくなることからプッタブル金融商品の例外を問題と考え、プッタブル金融商品の例外を認めるべきではないとしている。時点特性と金額特性で区分するという提案については、清算時についてIAS第32号では明確な指針がないことから清算時の概念を明確にすることが必要であると述べている。

さらに、その他包括利益に表示することについて、明確な説明や概念フレー

ムワークとの整合性が必要だとし、その他包括利益を用いるならば、改訂された概念フレームワークではリサイクルすると推定されることからリサイクルすべきであるとしている。

③ SAAJ のコメント

SAAJ の DP2018 に対するコメントでは、時点特性と金額特性によって資本性金融商品を負債か資本に分類するという DP2018 で提案されたアプローチが、実務において発行されている多様な資本性金融商品を分類する際、意図したように効果的に機能するか確信がもてなかったため、表示と開示に関する質問について意見を表明するとしている。

SAAJ のコメントにおいても、その他包括利益に表示することとリサイクリングを行わないことについて、概念フレームワークとの整合性から反対することが示されている。

④ DP2018 の論点

DP2018 では、金融負債と資本性金融商品の区分の論拠を明確にするために、IAS 第32号の基礎となる概念や要件を根本的に見直すのではなく、IAS 第32号で生じている課題に対処するためにIAS 第32号の要件を狭い範囲で見直すという方法が選択された。また、ASAF からの助言もあり、金融負債と資本性金融商品の区別のための基礎となる根拠の識別に重点をおくこととした。

論拠を開発するために情報の目的適合性に焦点をあて、DP2018 では情報利用者の評価に役立つ情報提供という観点から時点特性と金額特性による区分を提案している。しかし、ここで示された区分は、すべての金融商品の区分について一貫した論拠を示すものとなっておらず、またIAS 第32号において生じているすべての課題について対応するものとならなかった。

DP2018 の付録 C では、時点特性のみで区分を行うアプローチ A、金額特性のみで区分を行うアプローチ B、DP2018 において提案されたアプローチ、IAS 第32号、2018年に改訂された概念フレームワークという5つのアプローチによって請求権が負債か資本のいずれに分類されるかについて要約されている。

付録Cから明らかなのは、単純な債券と普通株式の分類はいずれのアプローチをとっても同じ分類となるが、その間にある金融商品の分類の違いが問題となっているということである。

IAS 第32号と改訂された概念フレームワークの相違が生じるのは、非償還型の累積型優先株式の区分であり、DP2018で提案されたアプローチは、5つのアプローチの中で負債へ分類されるものが最も多くなっている。

また、この論文ではとりあげなかったが、日本の3団体のコメントからDP2018の提案において日本で問題とされるのは、その他包括利益への表示やリサイクリングを行わないという提案にあるといえる。

5. IASBの基準開発の方向性についての考察

DP2008公表後、IASBはDP2008に対するコメントをふまえてFASBとの合同会議等を通じて議論が行っていたが、2010年1月の会議においてDP2008で提案したアプローチではなくIAS 第32号の考え方を修正するという新たなアプローチを用いることとした⁵²。2010年10月の会議において両審議会は、国際的な金融危機対応のため優先すべきプロジェクトに資源を集中するためにFICEプロジェクトを中断することを決定した⁵³。このようにFICEプロジェクトの方向性を大きく変えたのは、2008年の国際的な金融危機であったといえる。

その後FICEプロジェクトは、2012年に概念フレームワーク改訂プロジェクトと並行して負債と資本の区分について検討を行うためにIASB単独のリサーチプロジェクトとして再開された。2014年のASAF会議では、このリサーチプロジェクトの進め方について議論が行われ、多くのASAFメンバーから根本的な見直しが必要であるが、IASBは完全な白紙から議論を始めるべきではなく基礎となる考え方を提供すべきという意見が出されたことから、IASBはIAS 第32号の要件の不整合や実務上の問題を解消するとともに、負債と資本の区分について検討を行うこととした⁵⁴。

このようにFICEプロジェクトの方向性に大きな影響を及ぼしたASAFは、2012年12月にIFRS財団が「会計基準アドバイザー・フォーラム設置の提案」

を公表したことに始まる。この文書の公表は、FASB とのコンバージェンスプログラムが完了に近づき IFRS の利用が世界中に広まってきていることから、「各国の基準設定主体（National Standard-Setters）やその他の地域団体（other regional bodies）と IASB との結びつき（relationship）をどのようにして正式なものにできるか（formalised）、また IASB はどのように彼らとより良い約束（engage）を集合的ベースで行うことができるのか⁵⁵」というように FASB との関係を重視した基準開発から IASB を利用する国や地域との連携を図り、より広範な意見を取り入れた単一の国際的な基準開発への転換を表明することになったといえる⁵⁶。

しかし、その後の基準開発の方向性は、資産・負債アプローチや公正価値測定といった FASB の影響を受けた枠組みを大きく変えるものではなかった。再開された FICE プロジェクトの成果である DP2018において示された基本的な考え方は、CF2018で示された負債と資本（持分）の2区分とし、資本（持分）は資産からすべての負債を控除した残余とするという考え方にに基づき、CF2018で示された負債概念と整合的なものとなっていた⁵⁷。こうした DP2018 の提案は、概念フレームワークとの論理的な整合性をはかるといって FICE プロジェクトの目的と合致しているといえるが、DP2018の検討の中で述べられていたように一部の金融商品を負債か資本のいずれかひとつに分類することは困難であり、また、FICE プロジェクトでは一貫して負債を拡大する提案がなされていることから、DP2018の提案が経済現象を適切にとらえた結果なのか、論理に基づき区分した結果なのかによって概念フレームワークと整合的であるとしても本質的な意味合いは異なってくると考えられる。

今後の金融負債と資本性金融商品の区分についての基準設定においても、論理に基づく基準設定のあり方は、論理的に法形式ではなく経済的実質による区分を行うとして合意形成がなされたとしても、各国の適用上の問題として法形式との乖離が解消されるかはわからない。

また、負債を拡大するという方向性は、公正価値測定と結びつくことで実務上問題や懸念を生じさせている。IASB の議長は、CF2018の公表は IASB が公正価値と貸借対照表のみ関心があるといった神話が間違いであった証拠のひとつ

つと述べているが⁵⁸、負債の公正価値測定やその変動の表示についての誤解をとくためには、さらなる時間がかかると考えられる。

本稿では、CF2018の未解決の問題として負債と資本の区分について、FICEプロジェクトの検討状況をみてきた。FICEプロジェクトの目的のひとつは、金融商品の発行者の意図によって実務が多様化している現状を整理し、発行者の意図が介入しない会計基準を開発する前段階として、負債と資本の区分についての基礎となる考え方を明確にすることにあった。基礎となる考え方や概念フレームワークが重要とされるのは、今後、金融負債と資本性金融商品の区分についての基準作成段階に移行した際に、IAS第32号の要件の整合性の問題だけでなく、開示や認識・測定の問題を扱う他の金融商品会計基準と相互に影響しあうこととなるためである。

再開されたFICEプロジェクトにおいて、基礎的な考え方を根本から見直すのではなくIAS第32号をベースとしたことは、FASBの影響を小さくしたという意味で国際的な金融危機以降のIASBの基準開発の方向性を示すものといえるかもしれない。こうした方向性がこれまで問題とされた負債の公正価値測定や公正価値測定による変動の純損益における認識に影響を与えるようなものとなるかは、今後の基準開発の過程において検討することとしたい。

-
- ¹ IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, Mar.2018, pars.BC.0.1-BC.0.9.
- ² *Ibid.*, pars.BC.0.1-BC.0.15 and BC4.45.
- ³ IASB, Discussion Paper, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Jun.2018, pars.1.13-1.14.
- ⁴ *Ibid.*, par.2.
- ⁵ *Ibid.*, par.1.14.
- ⁶ IASB, *IASB Update*, Oct.2014, p.1-2.
- ⁷ IASB(Jun.2018), *op.cit.*, pars.1.3 and 1.18.
- ⁸ *Ibid.*, pars.1.15-1.17.
- ⁹ IASB, IAS32, *Financial Instruments: Presentation*, Dec.2011, par.15.
- ¹⁰ *Ibid.*, par.11.
- ¹¹ *Ibid.*, par.15.
- ¹² *Ibid.*, par.11.
- ¹³ IASB(Mar.2018), *op.cit.*, par.4.63.
- ¹⁴ これは、固定対固定の要件といわれる。(あずさ監査法人『IFRSの金融商品会計』, 中央経済社, 2011年, 180頁。)この要件は、発行者自身の株式が決済に用いられる場合であっても、普通株式の発行と保有と同じ経済的実質をもつかどうかという観点から資本性金融商品の区分を限定的にするものといえる。
- ¹⁵ IASB, IAS32, pars. BC50-BC74.
- ¹⁶ FASB, Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Nov.2007, p. iii .
- ¹⁷ *Ibid.*, pars.5-6.
- ¹⁸ *Ibid.*, par.7.
- ¹⁹ *Ibid.*, par.16.
- ²⁰ *Ibid.*, par.25.
- ²¹ 本稿執筆時において、DP2008に対するコメントは下記のサイトにまとめられている。また、ここでとりあげた団体については、各団体のホームページにおいて英語と日本語のコメントを閲覧することができる。(https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2010/liabilities-and-equity/dp-financial-instruments-with-characteristics-of-equity/)
- ²² ASBJ, *Comments on the Discussion Paper “Financial Instruments with Characteristics of Equity”*, Sep.2008, par.1.
- ²³ IASB(Jun.2018), *op.cit.*, pars.IN2-IN3.
- ²⁴ *Ibid.*, par.IN4.
- ²⁵ *Ibid.*, par.IN1.
- ²⁶ *Ibid.*, par.IN2.

²⁷ *Ibid.*, pars.1.12-1.13.

²⁸ *Ibid.*, par.1.16.

²⁹ *Ibid.*, pars.1.15-1.17.

³⁰ *Ibid.*, pars.1.18 and B1-B7.

³¹ *Ibid.*, par.1.28.

³² *Ibid.*, pars.1.28-1.31.

³³ 子会社の非支配株主が保有する持分、つまり、非支配持分について、その非支配株主が親会社に売却する権利（売建プット・オプション）を保有している場合、親会社の連結財務諸表上での会計処理に関する議論である。（湯浅一生「IFRS 解釈指針委員会報告」『会計・監査ジャーナル』、日本公認会計士協会出版局、2013年6月、30頁。）

³⁴ IASB(Jun.2018), *op.cit.*, par.1.32.

³⁵ *Ibid.*, par.1.37.

³⁶ *Ibid.*, pars.1.36-1.37.

³⁷ *Ibid.*, pars.IN10-12, 2.33 and 2.36.

³⁸ *Ibid.*, par.2.15.

³⁹ *Ibid.*, par.2.33.

⁴⁰ *Ibid.*, par.2.35.

⁴¹ *Ibid.*, pars.3.11-3.16.

⁴² *Ibid.*, par.3.17.

⁴³ *Ibid.*, pars.3.17-3.18.

（DP2018のパラグラフ3.23には独立である金融商品の例が、パラグラフ3.24には独立ではない金融商品の例があげられている。）

⁴⁴ *Ibid.*, par.3.15.

⁴⁵ *Ibid.*, par.3.24.

⁴⁶ *Ibid.*, pars.4.8-4.9.

⁴⁷ *Ibid.*, pars.4.1 and 4.26.

⁴⁸ *Ibid.*, par.4.41.

⁴⁹ *Ibid.*, par.5.8.

⁵⁰ *Ibid.*, pars.3.32-3.38.

⁵¹ 本稿執筆時において、DP2018に対するコメントは下記のサイトにまとめられている。また、ここでとりあげた団体については、各団体のホームページにおいて英語と日本語のコメントを閲覧することができる。（<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/financial-instruments-with-characteristics-of-equity/dp-fice/#view-the-comment-letters>）

⁵² IASB, *IFRS Update*, Jan.2010, p.6.

⁵³ IASB, *IFRS Update*, Oct.2010, p.8.

⁵⁴ IASB, *Summary note of the Accounting Standards Advisory Forum*, Sep.2014 and Mar.2015.

企業会計基準委員会, 「2014年9月 会計基準アドバイザー・フォーラム議事概要」, 2014年9月。

企業会計基準委員会, 「2015年3月 会計基準アドバイザー・フォーラム議事概要」, 2015年3月。

⁵⁵ IFRS Foundation, Invitation to Comment, *Proposal to Establish an Accounting Standards Advisory Forum*, Nov.2012, par.1.

⁵⁶ 設立時メンバーや組織の概要については, 小賀坂敦「会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) について」『会計・監査ジャーナル』, 日本公認会計士協会出版局, 2013年7月, 31-35頁にまとめられている。

⁵⁷ IASB(Jun.2018), *op.cit.*, par.B6.

⁵⁸ 高田武司「IFRS セミナー『IFRS を巡る最新動向』開催報告(前編)」『会計・監査ジャーナル』, 日本公認会計士協会出版局, 2021年4月, 9頁。

また, IFRS に関する神話については, 竹村光弘「最近の IFRS に関する誤解」『会計・監査ジャーナル』, 日本公認会計士協会出版局, 2013年6月, 25-28頁。